

昭和56年分農業所得標準

水 稲 10アール当り 113,404円
普通畑 10アール当り 31,184円

昭和56年分農業所得標準は、1月27日県下一斉に開始されました。村でも農業団体・各字農家組合長より御参集頂き、2月5日適用標準を下記のとおり説明いたしました。
尚標準外経費として、各種の控除がありますが、省略いたします。

1 水 稲 (10アール当り)

(単位:円)

区 分	収 入		必 要 経 費										差引所得			
	収 量	単 価	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	農業費	その他	計				
普通地	536kg	(100kg当り)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
災害地	373kg	31,031	166,326	3,574	1,983	9,948	8,600	2,908	5,341	3,800	16,768	52,922	113,404			

2 普通田 (10アール当り)

(単位:円)

区 分	収 入		必 要 経 費										差引所得
	種 類	収 量	作付割合	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	その他	計	
ばれいしょ	1,161kg	19.6%	12,158	2,396	11,721	11,081	2,300	2,358	2,946	9,713	42,515	31,184	
甘 しょ	1,188	4.7	1,924										
雑 穀	80	25.3	3,464										
野 菜	1,745	78.1	53,314										
計			127.7	70,860									

3 特殊田畑 (10アール当り)

(10アール当り)

種 類	梨		も	ぶ	い	球 根				は	飼		
	青	赤				チューリップ		アイリス				す	料
						普通地	砂地	普通地	砂地				
所得金額	一三〇、五〇〇円	一三〇、五〇〇円	一七、〇〇〇円	一、九〇〇円	二八、五〇〇円	五七、六〇〇円	六〇、四〇〇円	二五、八〇〇円	二七、〇〇〇円	一〇六、一〇〇円	一八、〇〇〇円		

但し5アール以下の耕作地については一般標準額の80%相当額を適用します。



新潟検察審査会事務局
新潟市学校町通一の一
(新潟地方裁判所内)
電話 〇二五二-2241-311

検察審査会を ご存じですか

交通事故や詐欺、横領その他いろいろの犯罪の被害者で加害者に対する検察官の不起訴処分にご不満を抱いている方は、左記の検察審査会事務局にご相談されたり、審査の申立てができます。
検察審査会は、選挙権を持っている国民の中から「くじ」で選ばれた十一人の審査員がその良識に従って、審査の申し立てがあった事件について、検察官が起訴しなかったことについて、「よしあし」を審査する国の機関です。
相談や審査の申し立てをするには、費用は一切かかりません。秘密は固く守られます。

共同納税相談を 実施します

昭和56年分の所得税、村民税の申告は、2月16日から3月15日までです。
村では次により納税相談を行いますので、お忘れなく申告して下さい。

一、村民税の申告をし
なければならぬ人
昭和57年1月1日現在、村内に住所を有する方で、次に該当する方々です。
(1) 昭和56年中に営業、事業等を営んでいる方で、昭和56年分の所得税の確定申告をしない方
(2) 昭和56年中に地代、家賃等の収入があつて、昭和56年分の所得税の確定申告をしない方
(3) 給与所得者で給与と所得以外(地代、家賃、配当、外交員報酬等)の収入があつて昭和56年分の所得税の確定申告をしない方
(4) 給与所得者で二ヶ所以上の給与(年末調整をした前職分の給与を除く)所得があり、昭和56年分の所得税の確定申告をしない方
(5) 昭和56年中に退職し、昭和57年1月1日現在、給与の支給を受けていない方
(6) 昭和56年中に所得税の源泉徴収

二、持参していただくもの
(1) 印かん
(2) 生命保険料及び損害保険料の支払証明書等
(3) 小規模企業共済組合の支払証明書
(4) 医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
(5) 給料、報酬等の支給を受けている方は、源泉徴収票
(6) 宮庶業の方は諸帳簿を持参して下さい。

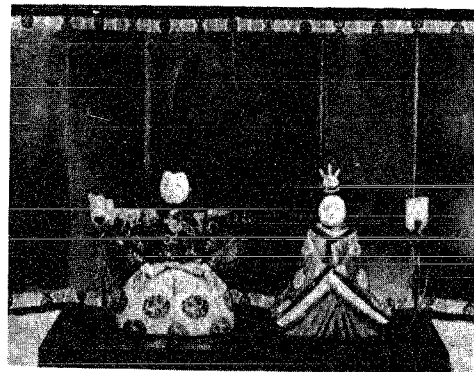
昭和56年分の所得税、村民税の申告は、2月16日から3月15日までです。
村では次により納税相談を行いますので、お忘れなく申告して下さい。

日 程	時 間	会 場	区 域 及 び 対 象 者
2月27日 (土)	9時~正后	役場相談室	釣寄新
3月 1日 (月)	9時~4時	"	税務署より通知のあったもの 所得、贈与、譲渡
3月 2日 (火)	9時~4時	"	東長島
3月 3日 (水)	9時~4時	"	釣 寄
3月 4日 (木)	9時~4時	"	木 滑
3月 5日 (金)	9時~4時	"	上曲通
3月 6日 (土)	9時~正后	"	上記の定めた日で都合のできない方
3月 8日 (月)	9時~4時	"	下曲通
3月 9日 (火)	9時~4時	"	大別当
3月10日 (水)	9時~4時	"	西萱場
3月11日 (木)	9時~4時	"	月潟(上)七軒町より上
3月12日 (金)	9時~4時	"	月潟(下)四番町より下
3月13日 (土)	9時~正后	"	上記の定めた日で都合のできない方

歳時記

ひな祭り

三月三日はひな祭り。女の子のお節句で、桃の節句ともいわれま
す。
ところで、おひなさまの内裏(だいら)さまの男ひなと女ひなはどちらが右で、どちらが左でしょうか。多分ほとんどが向かって左が男ひな、右が女ひなと答えるでしょう。
そして京都などの一部地方の方は、その反対と答えるのではないのでしょうか。実は、昔は、京都式だったのが、その後変わってきたのだそうです。
それとひな壇の数ですが、十五体の人形だけの五段か、道具類をいろいろ飾った七段が普通です。今は、これに三歌人―小野小町、柿本人麿、菅原道真を加えた八段ものもあります。もっとも戦後、この八段ものが見えなくなった時、業界の一部では、祝事は奇数が普通だとか、八段は破談に通じるので、



女の子のお祭りにはどうもという声もあつたようです。
また、本来のおひなさまのはかに、毎年、その年のビッグニュースにちなんだ変わりひなが発表され、新聞紙上をにぎわします。ちなみに五十五年はタケノコ族ひな、五十四年デイスコひな、四十八年パシフィックひな、四十六年ウィマンリブひな、三十四年皇太子御成婚ひななどがありました。最初は二十一年のリンゴひな。当時のヒットソングの「リンゴの唄」にちなんだものです。

